

令和 年 月 日

令和7年度 子ども会登録書

ふりがな	
子ども会名	

理事・副理事(子ども会の世話をする大人の代表、副理事が複数の場合はその代表)

	氏 名	住 所	電 話 番 号 メールアドレス
ふりがな		〒	— —
理 事			
ふりがな		〒	— —
副理事			

※江戸川区からの連絡は原則メールにて行います。メールアドレスは必ずご記載ください。

子ども会の代表者(子ども)

ふりがな		学校名		学年	
氏 名					
住 所	〒	電話番号			

子ども会会員数・育成者数

	会員数				育成者数			総合計
	幼 児	小学生	中学生	会員数 合計	高校生・ 高校年齢 相当	大人	育成者数 合計	
男								
女								
合計								

子ども会 会費

1 人 あ た り 年 額	円
---------------	---

【参考例】

幼児用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名 _____

No. 1

No.	氏 名	性 別	年 齢	保 護 者 名
例	江戸川 太郎	男	4	江戸川 花子
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

幼児用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名 _____

No. _____

[illegible]

【参考例】

小・中学生用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名 _____

No. 1

No.	氏 名	性 別	学 校 名	学年
例	江戸川 太郎	男	えどがわ小学校	1
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

小·中学生用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名

No.

[illegible]

【参考例】

高校生用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名 _____

No. 1

No.	氏 名	性 別	学 校 名	学年
例	江戸川 太郎	男	えどがわ高校	1
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

高校生用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名 _____

No. _____

[illegible]

【参考例】

育成者・指導者用

令和7年度 子ども会育成者・指導者名簿

子ども会名 _____

No. 1

No.	氏 名	性 別	年 齢	役 職 等
例	江戸川 太郎	男	40	理事
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				

育成者・指導者用

令和7年度 子ども会会員名簿

子ども会名

No.

[illegible]

令和7年度 単位子ども会 予算書

令和 年 月 日

子ども会名

	予算額
収入総額	
支出総額	

<収入の部>

科 目	予算額	摘 要
区補助金	①	
町会・自治会補助金		
リサイクル補助金		
子ども会会費		
模擬店・バザー等収益		
行事参加費		
その他事業収入		
寄付金等		
銀行利子		
繰越金		
合 計		

<支出の部>

科 目	予算額	摘 要
A <補助対象経費計>	②	
分担金		
会議費		
通信費		
行事活動費		
備品費		
保険料		
B <補助対象外経費計>		
模擬店経費		
懇親会費		
渉外費		
周年行事積立金		
合 計 (A+B)		

※①の補助金が②の補助対象経費を上回る場合、差額を返還していただきます。

令和7年度 子ども会事業計画書

子ども会名

[illegible]

＜その他定例行事・会議等＞

行事・会議名	実施方法等

令和6年度 単位子ども会 決算書

令和 年 月 日

子ども会名

	決算額
収入総額	
支出総額	
差引総額	

※差引総額については次年度に繰り越します。

<収入の部>

科 目	決算額	摘 要
区補助金	①	
町会・自治会補助金		
リサイクル補助金		
子ども会会費		
模擬店・バザー等収益		
行事参加費		
その他事業収入		
寄付金等		
銀行利子		
繰越金		
合 計		

<支出の部>

科 目	決算額	摘 要
A <補助対象経費計>	②	
分担金		
会議費		
通信費		
行事活動費		
備品費		
保険料		
B <補助対象外経費計>		
模擬店経費		
懇親会費		
渉外費		
周年行事積立金		
合 計 (A + B)		

※①の補助金が②の補助対象経費を上回る場合、差額を返還していただきます。

令和6年度 子ども会事業報告書

子ども会名

[illegible]

＜その他定例行事・会議等＞

行事・会議名	実施方法等

同意書

令和7年度子ども会名簿（各子ども会理事・副理事の住所、氏名、電話番号、メールアドレス）を、区の機関内部で下記事項について利用することを了承します。

記

1. 区の各課での、職務に関する利用
2. その他所管課が認めた場合

※名簿作成のための利用については、以下に限る。

- ・「子ども会名簿」作成（健全育成課）
- ・「地区委員会名簿」作成（区民課、各事務所）

江戸川区長 殿

令和 年 月 日

_____ 子ども会 理事

住 所

氏 名

同意書

令和7年度子ども会名簿（各子ども会理事・副理事の住所、氏名、電話番号、メールアドレス）を、区の機関内部で下記事項について利用することを了承します。

記

1. 区の各課での、職務に関する利用
2. その他所管課が認めた場合

※名簿作成のための利用については、以下に限る。

- ・「子ども会名簿」作成（健全育成課）
- ・「地区委員会名簿」作成（区民課、各事務所）

江戸川区長 殿

令和 年 月 日

_____ 子ども会 副理事

住 所

氏 名

〇〇子ども会 会則

1. この会は 子ども会（通称 子ども会）と称します。
2. この会の事務所は、（例：育成会会長宅、町会会館等）に置きます。
3. この会は、（例：町会自治会のエリア、小学校の通学区域、団地等）に住んでいる小学生、中学生を会員とします。 （※未就学児童の入会も可能）
4. この会は、集団活動を通じて、社会性や協調性を育て、助け合いながら成長していくことを目的とします。
5. この会は、次のような事をします。
 - (1) 学習・文化活動
 - (2) スポーツ活動
 - (3) レクリエーション活動
 - (4) 生活活動
 - (5) 社会活動
 - (6) 奉仕活動
6. この会に次の役員を置きます。
 - (1) 会 長
 - (2) 副会長
 - (3) 班 長
7. 役員は、次の仕事をします。
 - (1) 会長は、会を代表し、役員会、総会の議長になります。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長が出席できない時は、会長の代わりをします。
 - (3) 班長は、班をまとめるとともに、会の運営、計画、実行にあたります。
8. 役員は、次の方法で選びます。
 - (1) 会長、副会長は、会員の中からお互いに選びます。
 - (2) 班長は、各班から選びます。
9. 役員の任期は1年とし、再選することもできます。
10. 役員会は、会長、副会長および班長が必要と認めたときに開きます。
11. すべての会議は、出席者の半数以上の賛成で決定します。
12. この会への入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し、会長

に提出した後、会員となります。

13. 会費は、1人月額△△△円とし、自治会の助成金、その他で運営します。
(※年額で会費を集めることも可能)

14. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

15. この会則は、会員の3分の2以上の希望により、改正することができます。

16. この会が子どもの健全育成活動を推進するため必要とする個人情報の取得、
利用、提供、管理及び開示については、「〇〇〇子ども会個人情報取扱
規約」に定め、適正に運用するものとする。

16. この会則は、令和 年 月 日よりはじめます。

付 則

この会則は、令和 年 月 日よりはじめます。

子ども会 個人情報取扱規約

(目的)

第1条 この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の管理の適正を期するとともに、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、子どもの健全育成活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する役員等は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(適正収集の原則)

第3条 個人情報を収集するときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

(収集の制限)

第4条 個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接これを収集しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- 一 本人の同意があるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

(管理)

第5条 保有する個人情報等の紛失、破損、改ざん又は漏えいを防止し、適正に管理する。

2 管理の必要がなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 子ども会会員名簿の作成
- (3) 安全共済会の登録及び申請
- (4) 緊急時、災害時等での連絡
- (5) その他子ども会活動等の運営に携わる際、表彰を受ける際の連絡

(目的外利用)

第7条 保有する個人情報を収集時とは異なる目的で利用する際は、本人の同意を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、保有する個人情報の目的外利用をすることができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。
- 四 公衆衛生の向上又は子どもの健全育成の促進に必要がある場合。

(保有個人情報の外部提供の制限)

第8条 保有する個人情報は本人の同意を得ないで外部に提供しない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる場合においては、本人の同意を得ないで、外部に提供することができる。

- 一 法令等に定めがあるとき。
- 二 人の生命又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 三 当該保有個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。

(開示、訂正)

第9条 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて理事に申し立てるものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行う。

付 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。